

1. 清掃事業のあゆみ

年 月	一般的事項	ごみ 関 係	し 尿 関 係	減量・資源化関係
明治 33. 4	汚物掃除法施行			
昭和 29. 10	清掃法施行 (法律第 72 号)			
昭和 30. 6		ごみ焼却場神野町へ 移転操業開始		
昭和 31. 4	加古川市清掃条例 制定 (昭和 31 年条 例第 6)			
昭和 34. 4			バキューム車 1 台を配置 し、直営し尿収集運搬業 務を開始	
昭和 41. 9	加古川市立清掃処 理場条例施行 (昭和 41 年条例第 32 号)	神野清掃工場竣工 (焼却能力 30 t/8 h)		
昭和 42. 3			尾上処理工場操業開始 (処理能力 100kl/日)	
昭和 42. 9			し尿の委託収集開始	
昭和 43. 4	加古川市し尿浄化 槽管理業条例施行 (昭和 43 年条例第 25 号)		し尿収集運搬業務の一 部を 4 業者に委託	
昭和 45. 6		ごみ収集の一部委託 開始		
昭和 46. 9	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律 施行 (S45 年法律第 137 号)			
昭和 47. 4	加古川市廃棄物の 処理及び清掃に関 する条例施行 (S47 年条例第 18 号)			
昭和 47. 8			尾上処理工場増設 (処理能力 150kl/日)	
昭和 47. 12		神野清掃工場に粗大 ごみ処理施設完成 (破碎能力 50 t /5 h)		
昭和 52. 12		清掃センター竣工		
昭和 53. 7	加古川市一般廃棄 物処理事業審議会 設置			
昭和 54. 2	加古川市一般廃棄 物処理事業審議会 答申 (ごみ分別収集			

年 月	一般的事項	ごみ 関 係	し 尿 関 係	減量・資源化関係
	計画の指標・排出マナーの向上・ごみ減量・適正処理の推進等)			
昭和 54. 5		清掃プラント竣工(焼却能力 360t/24h、120t3 基)		
昭和 54. 9		ごみ収集運搬処理業の許可		かん類・びん類の分別収集をモデル地区で開始
昭和 55. 1		3 年計画で分別方法の変更		資源ごみ集団回収運動奨励金の交付要綱制定(交付開始)
昭和 56. 3			尾上処理工場竣工(処理能力 250kl/日)	
昭和 56. 4		指定ごみ袋による可燃ごみ収集開始		
昭和 56. 12	広域臨海環境整備センター法施行(昭和 56 年法律第 76 号)			
昭和 57. 4			し尿収集運搬業務の一部を 8 業者に委託	かん類・びん類の委託収集開始
昭和 60. 10	浄化槽法施行(昭和 58 年法律第 43 号)		尾上処理工場脱水汚泥の肥料化	
昭和 60. 12	加古川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行(昭和 60 年条例第 27 号)			
昭和 62. 3		清掃プラントを混合焼却炉に改良		
昭和 62. 4		指定ごみ袋の廃止		
昭和 62. 10	大阪湾広域臨海環境整備センター尼崎建設事務所開設			
昭和 63. 7		粗大ごみ処理施設リサイクルセンター竣工(処理能力 80 t /5h)		
平成 1. 7		粗大ごみ分別収集開始		
平成 2. 7	大阪湾広域臨海環境整備センター播磨基地積出開始			

年 月	一般的事項	ごみ 関 係	し 尿 関 係	減量・資源化関係
平成 3. 4	再生資源の利用促進に関する法律公布 (H3 年法律第 48 号)			
平成 3. 5	一般廃棄物処理問題検討委員会設置 (H3. 5～H4. 3)			
平成 3. 10	再生資源の利用促進に関する法律施行			
平成 4. 3	一般廃棄物処理基本計画策定 (H5～H14)			
平成 4. 4				ごみ減量化推進補助金交付要綱制定
平成 4. 7	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律施行 (H3 年法律第 95 号)			
平成 5. 11	環境基本法公布 (H5 年法律第 91 号)			
平成 6. 1				加古川市事業系ごみ減量化推進委員会設置
平成 7. 4				集団回収用具購入費用補助金交付要綱制定 (物置への補助を実施)
平成 7. 6	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律公布 (H7 年法律第 112 号)			
平成 7. 10		敷物・寝具類の分別収集開始		
平成 7. 12			兵庫県加古川下流浄化センターに部分放流開始	
平成 8. 4	加古川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 施行規則一部改正 (廃止・変更等様式変更)			

年 月	一般的事項	ごみ関係	し尿関係	減量・資源化関係
平成 9. 2	加古川市一般廃棄物処理事業審議会に諮問(ごみ減量化対策等)			
平成 9. 4	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令 (H7年政令第 411 号)			
平成 9. 6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律公布 (H9年法律第 85 号)			
平成 9. 10				容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づきペットボトル回収、びんの 3 色分別収集開始 紙類・衣類の分別収集開始
平成 10. 4			(市) 浄化槽設置整備事業補助金等交付要綱施行	
平成 10. 5	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) 公布 (H10年法律第 97 号)			
平成 11. 12		クリーンセンター開放型冷水塔を密閉型に取替		
平成 12. 4	加古川市環境基本条例施行			電動式生ごみ処理機購入補助金交付要綱制定
平成 13. 4	家電リサイクル法施行	ごみ袋の透明化	兵庫県加古川下流浄化センターに全量放流開始、処理能力(230k1/日)に変更。	
平成 13. 10	加古川市空き缶等の散乱及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例施行 加古川市アダプトプログラム実施要綱制定			

年 月	一般的事項	ごみ 関 係	し 尿 関 係	減量・資源化関係
平成 15. 3	加古川市一般廃棄物 処理基本計画策定 (H15～H24)	新クリーンセンター 竣工 (焼却能力 432t/日) (144t/日×3 基)		
平成 15. 4		廃棄物処理手数料改定 ・事業系廃棄物 処理 手数料 10kg あたり 50 円→80 円		
平成 16. 4		高齢者・障害者等戸別 収集開始 (さわやか収集)		循環型社会・環境 美化推進モデル事 業補助金交付要綱 施行
平成 17. 2	JR 加古川駅前周辺 地域を投げ捨て防 止重点区域に指定			
平成 17. 5	JR 東加古川駅前周 辺地域を投げ捨て 防止重点区域に指 定			
平成 17. 6				リサイクル情報誌 「ば・と・ん」発行
平成 19. 10			し尿処理手数料改定 ・人員制を廃止し、従量 制に一本化 従量制 10 ㎡当り 25 円 (改定前 1 ヶ月 1 人 100 円) ・事業活動に伴う仮設便 所 1 基当り 3,000 円及 び 10 ㎡当り 60 円 (改定前 10 ㎡当り 25 円) ・浄化槽汚泥の投入手 数料 無料 (改定前 100 kg当り 50 円)	
平成 20. 1	JR 加古川駅北周辺 地域、JR 東加古川 駅北周辺地域を投 げ捨て防止重点区 域に指定 (H. 20. 1. 4)			
平成 20. 3				ごみ減量化推進補 助金交付要綱廃止
平成 20. 4				循環型社会・環境美 化推進モデル事業 補助金交付要綱廃 止

年 月	一般的事項	ごみ 関 係	し 尿 関 係	減量・資源化関係
平成 20. 10			し尿処理手数料 改定 従量制の単価改定 従量制 10 ㍓当り 45 円 (改定前 10 ㍓当り 25 円)	
平成 21. 10			し尿処理手数料 改定 従量制の単価改定 従量制 10 ㍓当り 60 円 (改定前 10 ㍓当り 45 円)	
平成 22. 3				集団回収用具購入 費用補助金交付要 綱廃止
平成 22. 4		リサイクルセンター の一部業務委託開始		蛍光灯・乾電池、紙 パック、雑がみ分別 収集開始
平成 22. 10	ごみ処理広域化実現 可能性調査実施※			
平成 22. 12		旧クリーンセンター 解体撤去工事完了		
平成 24. 2	ごみ処理広域化基本 計画策定※			
平成 24. 4				資源化センター運 用開始
平成 24. 7		資源ごみ等の持ち去 り禁止制度開始		
平成 25. 3	加古川市一般廃棄 物処理基本計画策 定 (H25～H34)			電動式生ごみ処理 機購入補助金交付 制度終了
平成 25. 4	2市2町が廃棄物 の処理に関する基 本協定書を締結し、 可燃ごみ、不燃・粗 大ごみ処理施設の 建設及び維持管理 を高砂市において 行うことを決定			
平成 25. 10		使い捨てライターの 拠点回収を開始		
平成 26. 3	ごみ処理施設整備 基本計画策定※			
平成 26. 4				クリーンセンター 焼却飛灰のセメン ト原料化開始
平成 27. 2				使用済小型家電の 拠点回収を開始

年 月	一般的事項	ごみ 関 係	し 尿 関 係	減量・資源化関係
平成 27. 4	1 市 2 町（加古川市、稲美町、播磨町）が高砂市へごみの処理に関する事務を委託		（市）浄化槽設置整備事業補助金等交付要綱（改正）施行 （市）浄化槽維持管理費補助金交付要綱施行	
平成 27. 10			し尿収集運搬業務の一部を 7 業者に委託	
平成 27. 11				レジ袋削減に向けた取組に関する協定を消費者協会・事業者との間に締結
平成 28. 4	加古川市及び播磨町が高砂市から広域ごみ処理施設建設期間中のごみの処理に関する事務を受託			剪定枝資源化事業を開始 レジ袋削減に向けた取組に関する協定締結事業者レジ袋無料配布中止
平成 28. 5				電動式生ごみ処理機購入補助金交付制度開始
平成 28. 6				宅配便を利用した小型家電の回収について民間事業者と協定を締結
平成 28. 10		廃棄物処理手数料改定 ・事業系ごみ 処理手数料 10kg あたり 80 円 →130 円、自己搬入家庭系ごみ 無料枠撤廃		
平成 28. 11				加古川市おいしい食べきり運動協力店制度開始 資源（紙類）回収ボックスを旧水道局敷地内に設置
平成 28. 12	広域ごみ処理施設整備・運営事業の開始（高砂市）			
平成 29. 1				機密文書資源化事業開始
平成 29. 2	高砂市美化センター施設解体に伴う高砂市のごみ受入れ開始			

年 月	一般的事項	ごみ 関 係	し 尿 関 係	減量・資源化関係
平成 29. 4		粗大ごみのステーション収集を可燃性、不燃性、ふとん類の3分別に細分化して実施(9月末まで)		リユース食器利用促進補助事業(平成30年3月まで) 電動式剪定枝粉碎機貸出事業開始
平成 29. 6	廃棄物減量等推進審議会設置			
平成 29. 9		粗大ごみのステーション収集を終了 ごみの名称について燃やすごみ、燃やさないごみ、資源物に変更		
平成 29. 10		粗大ごみ戸別有料収集開始		
平成 30. 1				紙類の分別収集を月1回から2回に変更
平成 30. 3	加古川市一般廃棄物処理基本計画改定(H30~H34)			
平成 30. 4				生ごみ処理容器購入補助金交付制度開始 集団回収団体備品購入補助金交付制度(令和4年3月まで) 事業系資源物回収ボックス設置費補助金交付制度(令和4年3月まで)
平成 30. 7				家庭系剪定枝・草の分別収集開始(月1回収集、ただし5月~11月は2回収集)
平成 31. 4				使用済インクカートリッジの拠点回収を開始(インクカートリッジ里帰りプロジェクト参加)
令和 1. 5				水銀式体温計・温度計・血圧計の拠点回収を開始
令和 1. 10	食品ロスの削減の推進に関する法律施行(R1年法律第19号)		尾上処理工場施設方針決定 (施設の全面更新を行う整備方針を採択)	

年 月	一般的事項	ごみ 関 係	し 尿 関 係	減量・資源化関係
令和 1. 12				家庭系剪定枝・草の 通年月 2 回収集の 開始
令和 2. 7	レジ袋有料化の義 務化			
令和 2. 8		災害廃棄物の処理に 関する基本協定を民 間事業者と締結		
令和 2. 12		指定ごみ袋販売開始 (家庭系：燃やすご み)		
令和 3. 4			加古川市尾上処理工場 整備運営事業者選定委 員会設置	
令和 3. 6	「加古川市気候非 常事態宣言」表明	指定ごみ袋制度開始 (家庭系：燃やすご み)		
令和 3. 10				リユース活動の促 進に向けた協定を 民間事業者と締結
令和 3. 11		広域ごみ処理施設「エ コクリーンピアはり ま」試験稼働 燃やすごみの一部搬 入を開始		
令和 3. 12			加古川市尾上処理工場 整備運営事業者選定委 員会答申（優先交渉権者 選定）	リユース情報誌 「ぼ・と・ん」廃刊 (最終：R3. 12 月号)
令和 4. 1		使い捨てライターの 分別収集開始 エコクリーンピアは りまへ燃やさないご み、粗大ごみの一部搬 入を開始	加古川市尾上処理工場 整備運営事業の仮契約 締結	
令和 4. 2	「加古川市ゼロカ ーボンシティ宣言」 表明	エコクリーンピアは りまへ燃やすごみ、燃 やさないごみ、粗大ご みの自己搬入開始(家 庭系ごみ処理手数料 10kg あたり 50 円)		
令和 4. 3		新クリーンセンター 稼働終了 リサイクルセンター の破碎処理終了 竜ヶ池灰埋立最終処 分場埋立終了	加古川市尾上処理工場 整備運営事業の本契約 締結	

2. 清掃事業費の推移（決算額）

（単位：円）

区 分 \ 年 度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
1. 清掃総務費	89,263,069	87,556,135	76,675,347	73,493,953
2. 塵芥処理費 （ごみ処理広域化推進事業費を除く）	939,291,068	928,125,390	943,264,341	987,310,592
3. リサイクルセンター費	448,714,855	475,003,661	440,848,515	450,753,763
4. クリーンセンター費	1,703,470,492	1,506,330,208	1,462,622,531	1,258,480,239
5. し尿処理費	489,889,434	456,005,704	469,985,670	438,909,041
6. し尿処理施設費	236,995,617	234,666,460	243,206,124	256,349,232
計	3,907,624,535	3,687,687,558	3,636,602,528	3,465,296,820
一般会計決算額	79,428,915,109	85,826,252,263	119,413,827,692	103,963,343,733
一般会計に占める割合	4.9%	4.3%	3.0%	3.3%
人口1人当たりの清掃費	14,819	14,059	13,931	13,348
1世帯当たりの清掃費	36,996	34,641	33,786	32,053

【参考】

塵芥処理費 （ごみ処理広域化推進事業費を含む）	1,641,458,028	1,832,319,910	5,420,611,341	4,428,108,592
----------------------------	---------------	---------------	---------------	---------------

1. ごみ処理の概要

各家庭から排出されるごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみに区分し、市直営又は委託により収集し、新クリーンセンターまたはリサイクルセンターで中間処理を行い、資源物は再生工場へ、焼却飛灰はセメントの原料に、これら以外の処理残渣は最終処分場へ運搬し埋め立て処分を行った。なお、令和3年6月からは、ごみ減量のために燃やすごみの指定ごみ袋制度を導入しており、令和4年1月からは火災予防のために、ライターの分別収集を行っている。

資源物は、かん、びん、ペットボトル、紙類、衣類、剪定枝・草、蛍光灯、電池類に分別して、委託により収集している。また、資源化センターにおいて機密文書等の紙類の無料引き取りを行うほか、市民センターや公民館等では、小型家電や使用済みインクカートリッジ、水銀使用製品等の拠点回収を実施するなど、細やかな分別を行い、それらを再生工場や問屋などに搬入することで資源化を推進している。

令和4年度からは、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみについては、広域ごみ処理施設「エコクリーンピアはりま」での処理を高砂市に委託している。これに向けて、燃やすごみの処理量を平成25年度比で20%削減することを目標にごみ減量を推進してきたが、令和3年度末には25%を超える減量を達成している。引き続き、市民の行動変容を促すために、出前講座や広報等を利用した啓発を行うとともに、少年団やPTA等が行う集団回収に対して奨励金を交付し、地域のコミュニティの育成と資源化の推進を図っていく。

○市が収集するごみ（家庭ごみ）

区 分	収集形態	手数料	回 数	説 明
燃やすごみ	直営	無料	週2回	台所ごみ、ビニール類、紙くず、プラスチック類、皮製品類、ゴム類 (ステーション方式)
	委託		年6回	ライター (ステーション方式)
燃やさないごみ	直営	無料	月1回	陶器類、ガラス、金属類、小型家電 (ステーション方式)
粗大ごみ	直営	有料	随 時	家具、電気製品、石油ストーブ、布団類 (戸別収集方式)
資源物	委託	無料	月2回	紙類、剪定枝・草 (ステーション方式)
			月1回	かん類、びん類、ペットボトル、衣類 (ステーション方式)
			年6回	蛍光灯、乾電池 (ステーション方式)

○許可業者が収集、または自己搬入するごみ

区 分	収集形態	手数料	説 明
事業系ごみ	許可業者 自己搬入	10kg 当たり 130 円	各種店舗や会社、事務所から出るごみ
一時多量ごみ (家庭ごみ)	自己搬入	10kg 当たり 80 円	引越しごみ、一時多量ごみ

2. ごみ処理の現状

(1) ごみ・資源物のゆくえ (令和3年度実績)

ごみ・資源物総排出量：78,309t (家庭系：53,957t、事業系：24,352)

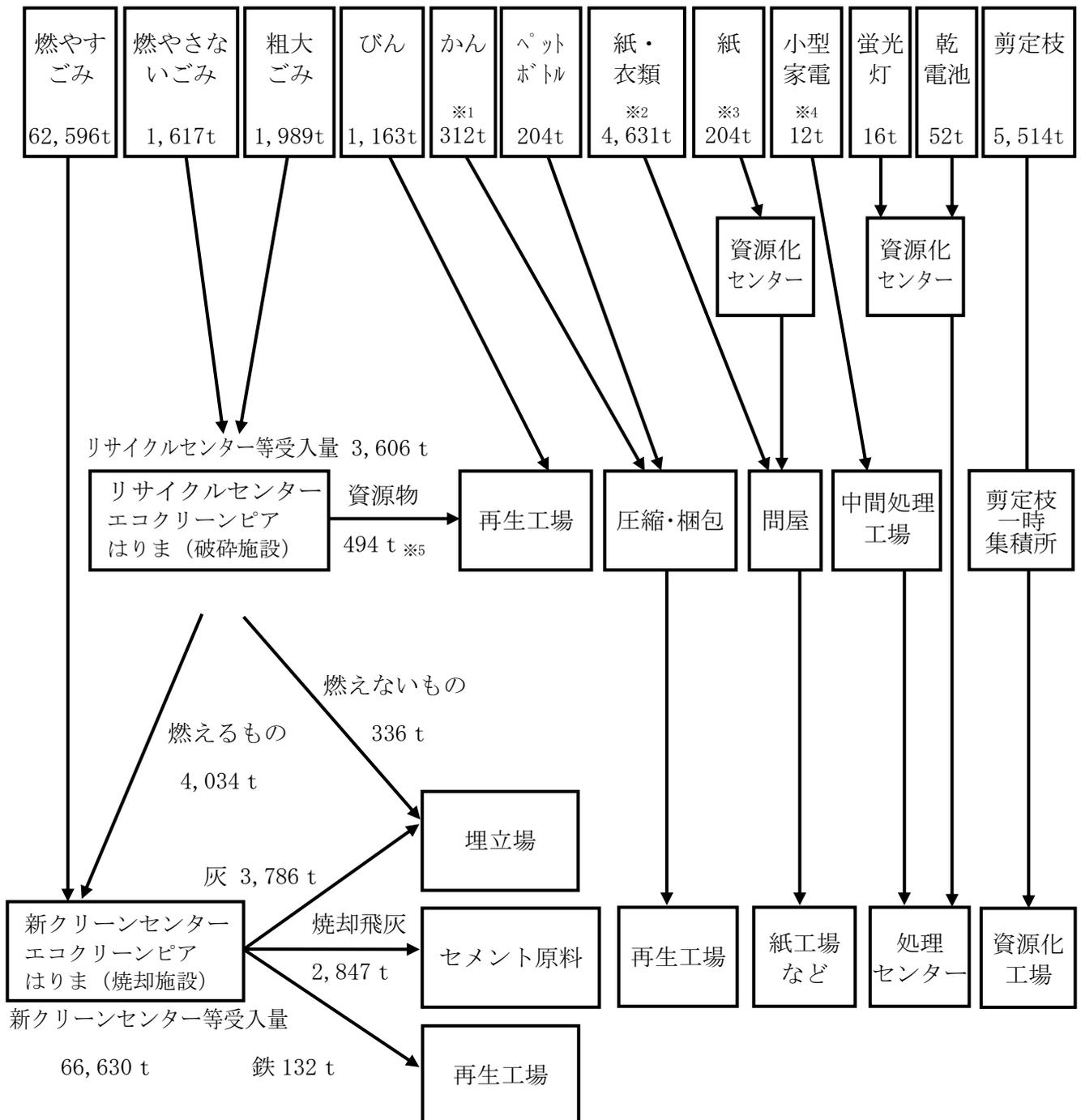
※1のかん312tには集団回収による79tを含みます。

※2の紙・衣類4,631tには集団回収による2,277tを含みます。

※3の紙204tは、資源化センターに自己搬入された40tと機密文書資源化事業による90t及び資源回収ボックスに投入された74tの合計。

※4の小型家電12tには宅配便によるパソコン等の回収7tを含みます。

※5のリサイクルセンター等からの資源物494tには布団26tを含みます。



(2)ごみ・資源物排出量の推移

(単位: kg)

区分		年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
直 営	直 営 収 集	燃やすごみ	14,401,050	11,150,180	10,854,230	9,542,910	9,551,060
		燃やさないごみ	1,442,590	1,210,670	1,237,440	1,418,920	1,005,150
		粗大ごみ	759,960	11,390	400,140	430,420	515,380
		資源物(剪定枝)	—	—	—	9,520	3,090
	小 計		16,603,600	12,372,240	12,491,810	11,401,770	11,074,680
	借 上 収 集	燃やすごみ	9,792,320	9,663,720	8,756,140	9,165,970	1,050,190
		燃やさないごみ	165,640	262,870	305,350	408,370	534,910
		粗大ごみ	2,336,620	334,830	—	—	—
		小 計	12,294,580	10,261,420	9,061,490	9,574,340	1,585,100
	営	燃やすごみ	24,193,370	20,813,900	19,610,370	18,708,880	10,601,250
		燃やさないごみ	1,608,230	1,473,540	1,542,790	1,827,290	1,540,060
		粗大ごみ	3,096,580	346,220	400,140	430,420	515,380
		資源物(剪定枝)	—	—	—	9,520	3,090
		計	28,898,180	22,633,660	21,553,300	20,976,110	12,659,780
委 託	燃やすごみ	22,597,430	22,478,140	22,984,180	23,369,290	30,198,700	
	粗大ごみ	44,510	—	—	—	—	
	資 源 物	かん類	262,520	264,460	256,910	242,420	233,580
		びん類	1,315,200	1,238,780	1,207,200	1,211,510	1,162,760
		ペットボトル	182,800	191,560	191,780	203,340	204,150
		紙・衣類	1,676,060	1,741,710	1,726,030	2,332,750	2,353,080
		蛍光灯	19,483	17,540	16,819	17,792	15,507
		乾電池	45,836	48,240	47,989	56,480	51,802
		剪定枝	—	1,079,880	2,055,040	2,228,940	2,303,620
	小 計	3,501,899	4,582,170	5,501,768	6,293,232	6,324,499	
計	26,143,839	27,060,310	28,485,948	29,662,522	36,523,199		
許 可	燃やすごみ	23,615,120	19,858,630	18,956,830	17,299,570	17,703,090	
	燃やさないごみ	3,210	5,500	6,360	2,110	13,980	
	粗大ごみ	24,050	30,620	39,940	49,000	43,440	
	資源物(剪定枝)	89,030	106,400	102,320	91,300	68,950	
	計	23,731,410	20,001,150	19,105,450	17,441,980	17,829,460	
自 己 搬 入	燃やすごみ	3,253,310	2,656,970	2,780,670	3,798,140	4,092,950	
	燃やさないごみ	94,010	75,870	49,360	49,010	63,100	
	粗大ごみ	477,290	765,010	1,033,340	1,472,530	1,430,020	
	資 源 物	剪定枝	4,718,010	4,629,630	4,371,450	2,980,600	3,138,300
		※紙類	124,080	162,170	175,273	205,190	203,920
		※小型家電	23,196	17,049	23,081	13,758	11,533
	計	8,689,896	8,306,699	8,433,174	8,519,228	8,939,823	
集 団 回 収	紙・衣類	5,157,526	4,378,954	3,931,345	2,831,843	2,277,536	
	金属類	104,837	102,517	97,188	87,001	78,825	
	計	5,262,363	4,481,471	4,028,533	2,918,844	2,356,361	
燃やすごみ 計		73,659,230	65,807,640	64,332,050	63,175,880	62,595,990	
燃やさないごみ 計		1,705,450	1,554,910	1,598,510	1,878,410	1,617,140	
粗大ごみ 計		3,642,430	1,141,850	1,473,420	1,951,950	1,988,840	
資源物 計		8,456,215	9,497,419	10,173,892	9,593,600	9,750,292	
集団回収 計		5,262,363	4,481,471	4,028,533	2,918,844	2,356,361	
合 計		92,725,688	82,483,290	81,606,405	79,518,684	78,308,623	

※紙 類 … 資源化センター、資源回収ボックスの搬入量及び機密文書資源化事業実績量の合計

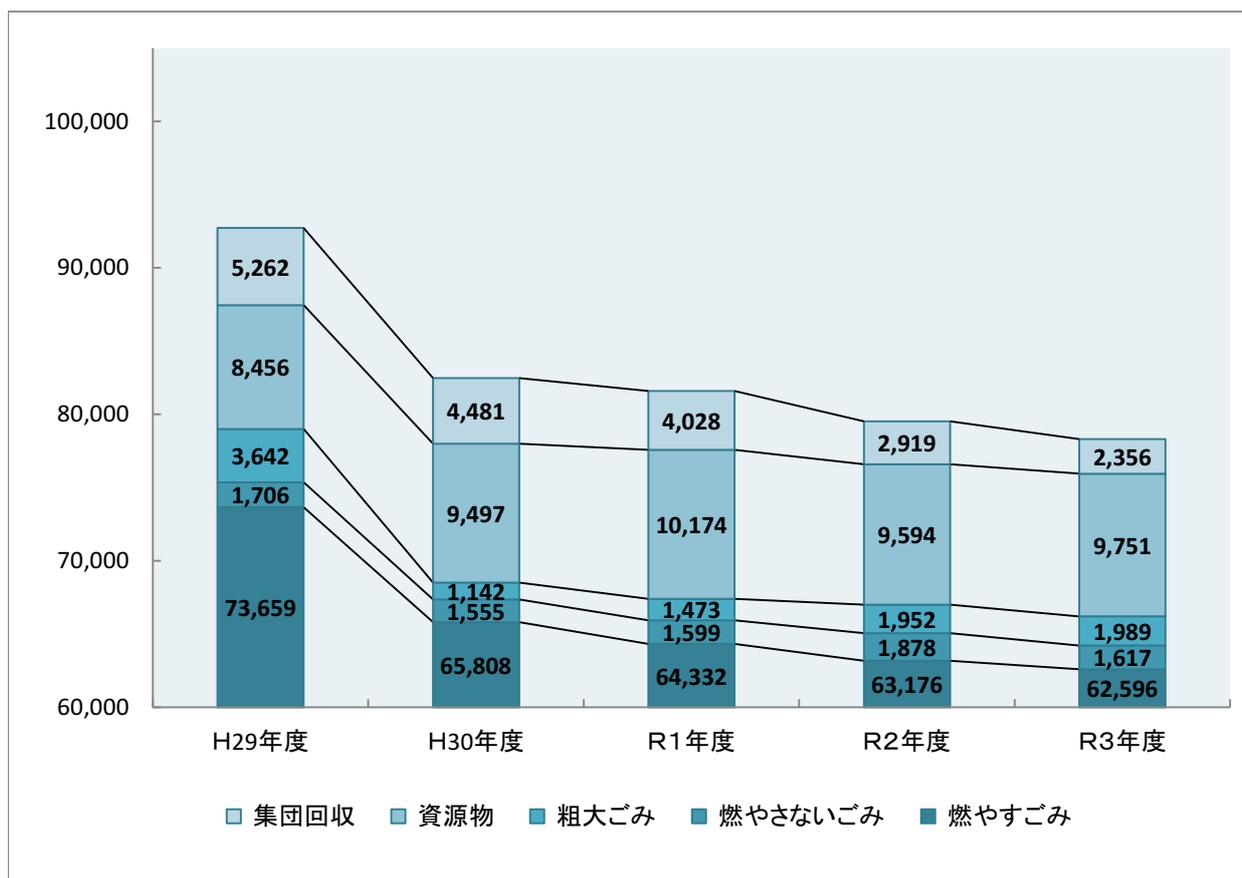
※小型家電 … センター等での拠点回収分及び宅配便による回収分

(3) ごみ・資源物の種類別排出量及び資源化の実績

(単位: t)

		H29年度	H30年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度
燃やすごみ		73,659	65,808	64,332	63,176	62,596
燃やさないごみ		1,706	1,555	1,599	1,878	1,617
粗大ごみ		3,642	1,142	1,473	1,952	1,989
資源物		8,456	9,497	10,174	9,594	9,751
集団回収		5,262	4,481	4,028	2,919	2,356
ごみ・資源物総排出量 (A)		92,725	82,483	81,606	79,519	78,309
再中 生間 利処 用理 量後	リサイクルセンター 資源回収量	764	458	471	488	494
	焼却飛灰 セメント原料化量	4,565	4,070	3,723	3,634	2,847
	新クリーンセンター 資源回収量(くず鉄等)	514	401	360	35	132
総資源化量 (B)		19,561	18,907	18,756	16,669	15,580
総資源化量増減前年度比		-7.2%	-3.3%	-0.8%	-11.1%	-6.5%
資源化率 (B) ÷ (A)		21.1%	22.9%	23.0%	21.0%	19.9%

※総資源化量=資源物+集団回収+中間処理後再生利用量



(4) 排出者別ごみ・資源物量

(単位：t)

	H29年度	H30年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度
家庭系ごみ・資源物（集団回収含む）	61,552	55,706	55,898	55,973	53,957
（集団回収を含まない量）	(56,290)	(51,225)	(51,869)	(53,054)	(51,601)
事業系ごみ・資源物	31,173	26,777	25,708	23,546	24,352
ごみ・資源物総排出量	92,725	82,483	81,606	79,519	78,309

(5) 市民1人1日当りの排出量

(単位：g)

	H29年度	H30年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度
人 口（各年度10月1日現在）	265,055	263,697	262,308	260,988	259,603
日数	365	365	366	365	365
家庭系ごみ・資源物（集団回収含む）	636	579	582	588	569
事業系ごみ・資源物	322	278	268	247	257
合計	958	857	850	835	826

(6) 犬・猫等小動物の死体処理

	H29年度	H30年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度
路上等での回収頭数	1,606	1,595	1,734	1,603	1,659

(7) 年度別ごみ質（新クリーンセンター焼却ごみ）

		H29年度	H30年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度
ごみ（乾の種別）組成	紙 ・ 衣類	54.6%	56.9%	54.1%	53.9%	48.0%
	ビニール・合成樹脂 ・ ゴム・皮革類	20.7%	22.6%	21.8%	21.1%	21.2%
	木・竹・わら類	10.0%	7.7%	8.4%	7.2%	11.4%
	厨 芥 類	11.1%	10.3%	13.0%	14.8%	14.1%
	不 燃 物 類	2.0%	1.3%	1.5%	1.2%	1.4%
	そ の 他	1.6%	1.2%	1.2%	1.8%	3.9%
単位容積重量		193kg/m ³	190	174	155	155
水 分		38.7%	39.3%	38.2%	37.9%	36.4%
低位発熱量（実測値）		10,383J/g	10,015J/g	10,248J/g	11,030J/g	11,371J/g

(8) ごみ処理量の推移

①加古川市から排出されたごみ

(単位：t)

項目・年度		H29年度	H30年度	R 1年度	R 2年度	R 3年度	
リサイクルセンター	家庭系	燃やさないごみ	1,702	1,549	1,590	1,874	1,603
		粗大ごみ	2,058	1,025	1,299	1,749	1,796
	事業系	燃やさないごみ	4	6	9	4	14
		粗大ごみ	109	117	174	203	193
	搬入量計		3,873	2,697	3,072	3,830	3,606
		白カレット	6	4	7	4	4
		茶カレット	5	2	3	3	2
		モーター・銅線	0	0	1	0	0
		アルミ	15	15	16	14	17
		鉄	692	368	353	409	409
		がら類	22	11	9	17	27
		電気コード	4	4	6	6	6
		小型家電	8	22	39	1	1
		スプリング・マットレス	—	—	—	—	2
		布団	12	32	37	34	26
	資源回収量計		764	458	471	488	494
	破砕可燃物		4,041	3,645	3,605	4,344	4,034
	その他不燃物		384	447	474	289	336
	選別搬出量計		5,189	4,550	4,550	5,121	4,864
新クリーンセンター	家庭系燃やすごみ		48,750	43,783	43,192	42,841	41,576
	事業系燃やすごみ		26,384	22,025	21,140	20,335	21,020
	破砕可燃物		4,041	3,645	3,605	4,344	4,034
	搬入量計		79,175	69,453	67,937	67,520	66,630
	不燃物		2,782	2,665	2,405	2,969	3,786
	セメント固化物		0	0	0	0	0
	セメント原料化		4,565	4,070	3,723	3,634	2,847
くず鉄		514	401	360	35	132	
残渣等搬出量計		7,861	7,136	6,488	6,638	6,765	
最終処分量	大阪湾	不燃物	2,782	128	6	0	1,700
		再処理不燃物	384	447	474	289	336
		セメント固化物	0	0	0	0	0
	竜ヶ池	不燃物	0	2,537	2,399	2,969	2,086
	磐 東	破砕不燃物	0	0	0	0	0
最終処分量計		3,166	3,112	2,879	3,258	4,122	

※ リサイクルセンターの搬入量と搬出量は、泥の受け入れを行っているため一致しない。
平成29年度のみ可燃性粗大ごみ（1,475t）を直接新クリーンセンターに搬入している。
令和3年度は、エコクリーンピアはりまへの搬入量、処理量及び搬出量を含めている。

②全体の処理量（高砂市から排出されたごみ量を含む）

（単位：t）

項目・年度		H29年度	H30年度	R 1年度	R 2年度	R 3年度		
リサイクルセンター	家庭系	燃やさないごみ	2,280	2,176	2,242	2,607	2,007	
		粗大ごみ	2,711	1,789	2,094	2,757	2,406	
	事業系	燃やさないごみ	5	16	15	5	14	
		粗大ごみ	131	181	250	285	228	
	搬入量計		5,127	4,162	4,601	5,654	4,655	
			白カレット	8	6	10	6	6
			茶カレット	6	4	4	4	3
			モーター・銅線	0	0	2	0	0
			アルミ	20	23	23	21	16
			鉄	916	571	533	606	498
			がら類	29	17	13	25	34
			電気コード	5	7	9	9	9
			小型家電	11	33	59	1	1
			スプリング・マットレス	—	—	—	—	—
			布団	12	32	37	34	26
	資源回収量計		1,007	693	690	706	593	
	破砕可燃物		5,051	4,876	4,915	5,950	4,715	
	その他不燃物		384	447	474	289	336	
	選別搬出量計		6,442	6,016	6,079	6,945	5,644	
新クリーンセンター	家庭系燃やすごみ		65,229	60,090	59,572	59,068	34,604	
	事業系燃やすごみ		27,324	23,097	22,301	21,401	17,577	
	破砕可燃物		5,051	4,876	4,915	5,950	4,715	
	搬入量計		97,604	88,063	86,788	86,419	56,896	
	不燃物		3,429	3,379	3,072	3,800	2,971	
	セメント固化物		0	0	0	0	0	
	セメント原料化		5,628	5,161	4,756	4,651	3,221	
くず鉄		634	509	460	45	167		
残渣等搬出量計		9,691	9,049	8,288	8,496	6,359		
最終処分量	大阪湾	不燃物	3,429	162	8	0	338	
		再処理不燃物	384	447	474	289	336	
		セメント固化物	0	0	0	0	0	
	竜ヶ池	不燃物	0	3,217	3,064	3,800	2,633	
	磐 東	破砕不燃物	0	0	0	0	0	
最終処分量計		3,813	3,826	3,546	4,089	3,307		

※ 平成29年2月より高砂市から排出されたごみを処理している。

令和4年1月末でリサイクルセンター及び新クリーンセンターへの搬入・処理を終了した。

(9) ごみ処理関係施設

【新クリーンセンター】

所在地	加古川市平荘町上原4番地の1
敷地面積	31,698.84 m ²
建築面積	6,958.36 m ²
竣工年月	平成15年3月
処理方式	全連続燃焼式 流動床炉
処理能力	432t/24h (144t×3基)
余熱利用設備	発電、場内給湯



新クリーンセンター

【リサイクルセンター】

所在地	加古川市平荘町磐1146番地
敷地面積	13,500 m ²
建築面積	4,668 m ²
竣工年月	昭和63年7月
処理方法	粗大ごみ 破砕処理 燃やさないごみ 手選別処理
処理能力	80t/5h



リサイクルセンター

【資源化センター】

所在地	加古川市平荘町上原210番地の1
敷地面積	4,142 m ²
建築面積	598 m ²
竣工年月日	平成24年3月
保管対象物	紙類(新聞紙・雑誌・雑がみ・段ボール等)、蛍光灯、乾電池、ライター



資源化センター

【剪定枝等一時集積所】

所在地	加古川市平荘町磐1315番地
敷地面積	7,188 m ²
利用開始年月	平成28年4月
保管対象物	剪定枝及び草・木
保管容量	560 m ³ (260t)



剪定枝等一時集積所

【最終処分場】

名称	磐東第2不燃物最終処分場	竜ヶ池灰埋立最終処分場
所在地	加古川市上荘町白沢地先	加古川市上荘町小野657番地の1
面積	16,500 m ²	10,095 m ²
容積	120,730 m ³	121,600 m ³
埋立期間	昭和62年4月～	昭和55年4月～令和4年3月
埋立方法	管理型(サンドイッチ方式)	管理型(サンドイッチ方式)

(10) ごみ減量・資源化施策

令和3年度に実施したごみ減量・資源化の取組は次のとおりである。

① 啓発事業

令和4年度から開始する広域ごみ処理に向け、平成25年度比20%ごみ減量を目標に掲げ様々な施策を実施した結果、平成30年度末からは目標を達成し維持しているが、引き続きごみ減量を推進するため、広報紙やホームページで情報を発信するとともに、市民や事業者に対する出前講座等の訪問事業により、ごみの減量や分別の徹底について啓発を行った。

また、令和3年6月に導入した指定ごみ袋制度について、連合町内会等への説明会のほか、町内会等に掲示を依頼したのぼり等を通じて市民への周知徹底を行った。

啓発事業の実施状況

項目	内容
出前講座	14回実施 483人参加
環境学習	2小学校で実施 153人参加
	小学4年生夏休みごみ減量チャレンジ 616人参加
段ボールコンポスト講座	4公民館で実施 18人参加
マイバッグ持参運動啓発	レジ袋削減協定事業者の店頭での啓発 3店舗
イベント啓発	エコ暮らし相談会 ピクニックマーケットfinal

啓発物資、広報紙の作成

項目	内容
掲示用啓発物資	懸垂幕
雑がみ保管袋	8,000枚作成 市内への転入者等へ配布
市民向けリーフレット	「段ボールコンポスト」「食品ロス削減」
事業者用啓発リーフレット	6,500事業所に配布

② その他一般廃棄物の減量及び資源化に関すること

ア. 指定ごみ袋制度の導入について

家庭系燃やすごみについて、ごみの減量と資源の分別化を目的に令和3年6月から指定ごみ袋制度を導入した。また、導入にあたり、周知の徹底を行った。

イ. レジ袋削減に向けた取組に関すること

「レジ袋削減に向けた取り組みに関する協定」を締結している事業者の店頭において啓発を行った。

ウ. 食品ロス削減に向けた取組に関すること

- ・食料品取扱事業者に「加古川市おいしい食べきり運動」への協力を呼びかけ、賛同を得られた店舗に対して啓発物資を配布した。累計登録店舗数 199店
- ・市民に向け、出前講座での啓発やパンフレットの配布により啓発を実施した。

エ. 生ごみ処理機等購入補助事務

生ごみの減量及び市民の意識高揚を図るため、電動式生ごみ処理機、生ごみ処理容器を購入した市民に対して補助金を交付した。

	電動式生ごみ処理機	生ごみ処理容器
申請件数	79件	17件
交付額	1,386,000円	62,900円

オ. 段ボールコンポストの普及に関すること

生ごみの減量と市民の意識高揚を図るため、478セットを無料配布した。

カ. 資源物集団回収運動奨励事業に関すること

・ 集団回収運動奨励金

各種団体が回収した紙類・衣類に対し、1 kgにつき7円の奨励金を交付した。

実施団体数	回収回数	紙類回収量	衣類回収量	奨励金交付額
294団体	2,146回	2,105,369kg	172,167kg	15,942,752円

・ 集団回収団体備品購入補助金

集団回収実施団体が、古紙回収ボックスを設置する際の費用について、補助金を交付した。

申請件数	補助金交付額
3件	365,000円

キ. 事業系資源物回収ボックス設置費補助事務

複数の事業所で構成されたオフィス町内会が、資源回収ボックスを設置する際の費用について、一部補助を行う事業を実施した。

ク. その他3R推進に関する事業

・ リサイクル促進標語

ごみ減量・リサイクル促進標語を募集し、優秀作品を啓発に活用した。

項目	小学生	中学生
応募者数	121名	45名

・ リユース情報誌「ば・と・ん」

不用物の情報を提供するための冊子を令和3年12月まで毎月発行し、リユースの促進を図った。

項目	譲る	探す
再利用実績	6件	0件

・ リユース活動の促進に向けた協定の民間事業者との締結

・ 剪定枝粉碎機の貸し出し

剪定枝の有効活用とごみ減量を推進するため、電動式剪定枝粉碎機の貸出を実施し、22件の利用があった。

(11) 環境美化の推進

平成 13 年 10 月に「空き缶等の散乱及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例」を施行し、アダプトプログラム制度の推進、美化啓発標柱の設置、不法投棄禁止の看板の配布を行っている。

市民啓発

- ・ 6 月 1 日～30 日（環境月間）に、J R 加古川駅前にポイ捨て防止の横断幕を設置、また、市役所前に懸垂幕を、市役所周辺にのぼりを設置し、公用車にはパネルを掲示することにより市民啓発に努めた。
- ・ 地域で行われる一斉清掃に対して、ゴミ袋の支給やゴミバサミの貸与を行い、環境美化活動を支援した。

アダプトプログラム制度の充実

平成 13 年 10 月に「アダプトプログラム設置要綱」を策定し、市民や事業者が道路や公園といった地域の公共スペースの里親（美化ボランティア）となり、自主的に清掃活動を実施し、市が清掃用具の貸与やゴミ袋の配布等の支援を行っている。



（各年度 3 月末現在）

・アダプトプログラム登録状況

	H29 年度	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度
登録団体数 (増加数、減少数)	36 (2、3)	35 (0、1)	33 (2、4)	38 (5、0)	44 (8、2)
登録者数 (増加数、減少数)	749 (47、56)	745 (0、4)	748 (26、23)	796 (50、2)	835 (41、2)

・アダプトプログラムの表彰

平成 24 年 2 月に「加古川市アダプトプログラム表彰規程」を施行し、公共施設の環境美化活動に貢献し、その功績が顕著である団体に対して感謝状等を贈呈している。

・アダプトサインの設置

活動を示す表示板（アダプトサイン）を市内 26 箇所に掲出し、環境美化の推進を啓発している。

不法投棄対策

不法投棄は、山間部を中心に河川、水路、公園、道路敷等市内全域で発生し、特に平成 13 年 4 月の家電リサイクル法施行後、冷蔵庫、テレビ等家電 4 品目の不法投棄がしばしばみられる。不法投棄は、そのまま放置しておく、2 次、3 次の投棄につながることから、業者委託により、不法投棄物の収集を行っている。また、平成 29 年 10 月からの粗大ごみ戸別有料収集実施に併せ収集回数を週 2 回に増やし発生抑制に努めている。さらに、不法投棄多発場所には、不法投棄禁止の看板の設置を行うとともに関係機関、地元団体と連携をとり、早期発見、防止に努めている。

不法投棄発生件数（環境第 1 課関係分）及び不法投棄禁止看板交付枚数

	H29 年度	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度
不法投棄発生件数	114	85	71	181	189
不法投棄防止看板交付枚数	70	49	43	49	75

ごみステーションの整備

平成 2 年 4 月 1 日に「ごみステーション整備事業補助金交付要綱」を定め、地域の環境美化育成を図るため、市内の町内会等がごみステーションの整備を行う費用の 3 分の 1 若しくは 2 分の 1（限度額 10 万円若しくは 20 万円）を補助している。

	H29 年度	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度
補助件数	22	27	23	51	43
補助金額	1,660,000	1,466,000	1,688,000	2,427,000	2,428,000

喫煙所の設置

喫煙マナーの向上と環境美化の推進のため、平成 28 年 12 月に J R 加古川駅南広場、平成 30 年 12 月に J R 東加古川駅南広場に喫煙所を設置した。なお、利用者増による周辺環境への影響を考慮し、J R 加古川駅南広場の喫煙所は令和 4 年 3 月に新たに移転設置した。

3. 処理計画

(1) 一般廃棄物処理基本計画

持続可能な社会の実現に向けて、市民・事業者・行政の協働によるまちづくりを目指し、平成 25 年 3 月に「第 3 次加古川市一般廃棄物処理基本計画」を策定した。この計画に基づき、ごみの発生抑制や資源化の推進に取り組むとともに、し尿や生活排水の適正な処理を行ってきた。

これまでの進捗状況を整理・検証し、中間年度である平成 29 年度に見直しを行った。

① 計画内容

ア. 対象期間

- ・平成 25 年度～令和 4 年度までの 10 年間

イ. 基本方針

- ・ごみの減量と資源化の推進
- ・環境に配慮したごみの適正処理
- ・市民、事業者及び行政との協働体制の確立

ウ. 目標

- ・「ごみの焼却処理量」を年間 71,553t まで削減
- ・「家庭系ごみ 1 人 1 日当たり排出量」を 486g/人・日まで削減
- ・「事業系ごみ排出量」を年間 24,446t まで削減
- ・「資源化率」を 27%以上に増加

エ. その他

- ・改定により、計画の進行管理は、「ごみ」と「資源物」に分けることとした。
- ・「可燃ごみ」は「燃やすごみ」に、「不燃ごみ」は「燃やさないごみ」に名称を変更した。

(2) 令和4年度一般廃棄物処理実施計画

一般廃棄物処理基本計画に基づき、年度ごとに一般廃棄物の発生予測量とその収集・運搬、処分等について定める。一般廃棄物の発生予想量は、次のとおりである。

① ごみ排出量見込み

ア. 家庭系ごみ (単位：t)

燃やすごみ	42,586
燃やさないごみ	1,470
粗大ごみ	1,615
小計	45,671

イ. 事業系ごみ (単位：t)

燃やすごみ	20,201
粗大ごみ	177
小計	20,378

ウ. 総計 (単位：t)

合計	66,049
----	--------

② 資源物排出量見込み

ア. 家庭系資源物 (単位：t)

資源物	かん類	240
	びん類	1,150
	ペットボトル	230
	紙・衣類	2,860
	蛍光灯	10
	乾電池	50
	小型家電	10
	剪定枝	3,060
小計		7,610

イ. 事業系資源物 (単位：t)

資源物	紙類	130
	剪定枝	3,260
小計		3,390

ウ. 集団回収 (単位：t)

資源物	紙・衣・金属類	2,360
-----	---------	-------

エ. 総計 (単位：t)

合計	13,360
----	--------

4. ごみ処理広域化の概要

(1) ごみ処理広域化の検討経緯

加古川市、高砂市、稲美町、播磨町の2市2町は、既存のごみ処理施設の老朽化などごみ処理に係る様々な課題に対応するため、平成19年からごみ処理の広域化による経費や環境面への効果等について検討を始めた。

平成22年度に実施したごみ処理広域化実現可能性調査において、令和4年度に広域でのごみ処理施設を供用開始し、15年間稼動した場合の建設・施設運営コストは、2市2町が単独でごみ処理を行う場合に比べ、約20数パーセント程度の経費削減が見込まれ、環境面においても二酸化炭素やダイオキシン類の排出量の削減が見込まれるなどの結果が得られた。

この調査結果を踏まえ、平成22年12月に2市2町すべてがごみ処理の広域化に参加する意思を表明し、平成24年2月に広域施設整備に向けた基本構想・基本計画であるごみ処理広域化基本計画を策定した。平成25年4月には、2市2町が廃棄物の処理に関する基本協定書を締結し、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づく事務委託により、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの処理施設の建設及び維持管理等を高砂市において行うことが決定した。

(2) ごみ処理広域化のあゆみ

年 月	内 容
平成19年度	2市2町で構成する東播臨海広域行政協議会において、ごみ処理広域化について検討を開始
平成22年度	実施調査：ごみ処理広域化実現可能性調査 (調査結果) 共同で1ヶ所設置のほうが、2市2町単独でごみ処理を行う場合に比べ、加古川市に設置した場合約26%、高砂市に設置した場合約23%の経費削減と環境負荷の低減が見込まれる。
平成22年12月	2市2町がごみ処理の広域化に参画する意思を表明
平成23年度	ごみ処理広域化基本計画を策定
平成24年度	用地選定
平成25年2月	広域ごみ処理施設建設用地の第1候補地が高砂市に決定
平成25年4月	2市2町が廃棄物の処理に関する基本協定書を締結 地方自治法第252条の14第1項の規定に基づく事務の委託により、可燃ごみ、不燃・粗大ごみの処理施設の建設及び維持管理を高砂市において行うことが決定した。
平成26年2月	ごみ処理方式を選定 可燃ごみ：「ストーカ焼却方式」に決定。焼却灰の処分方式は、今後の情勢を鑑み「セメント化」又は「埋立処分」で検討を行う。 不燃・粗大ごみ：「低速回転破砕機＋高速回転破砕機＋選別機」に決定
平成26年3月	ごみ処理施設整備基本計画を策定

年 月	内 容
平成 27 年 2 月	広域ごみ処理施設運営方式を選定 「公設民営方式（D B O方式）」に決定
平成 26 年度	生活環境影響調査計画書を策定 実施調査：・建設予定地の地歴調査 ・建設予定地の地質調査 ・既存施設ダイオキシン類事前調査 ・ごみ搬入ルートにあたる路線の交通量等調査
平成 27 年 4 月	1 市 2 町（加古川市、稲美町、播磨町）が高砂市へごみの処理に関する事務を委託
平成 27 年度	実施調査：土壌汚染調査
平成 27～28 年度	実施調査：生活環境影響調査の実施 広域ごみ処理施設事業者を選定 事業期間 【建設期間】平成 28 年 12 月から令和 4 年 3 月まで 【運営期間】令和 4 年 4 月から令和 24 年 3 月まで 実施事業者 【設計・建設業務】株式会社神鋼環境ソリューション 【運営・維持管理業務】株式会社高砂環境サービス
平成 28 年 4 月	加古川市及び播磨町が高砂市から広域ごみ処理施設建設期間中のごみの処理に関する事務を受託
平成 28 年 12 月～	広域ごみ処理施設整備・周辺道路等整備・運営事業の実施
平成 29 年 2 月	高砂市美化センター施設解体に伴う高砂市のごみ受入れ開始
令和 2 年 7 月	広域ごみ処理施設の名称を「東播臨海広域クリーンセンター」に決定
令和 3 年 1 月	管理棟・計量棟整備開始
令和 3 年 2 月	試運転時のごみ搬入計画決定 愛称を「エコクリーンピアはりま」に決定
令和 3 年 10 月	エコクリーンピアはりま火入式開催
令和 3 年 11 月	燃やすごみの受け入れ開始
令和 4 年 1 月	燃やさないごみ、粗大ごみの受け入れ開始
令和 4 年 2 月	燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみの自己搬入の受け入れ開始

(3) 広域ごみ処理施設整備・運営事業スケジュール

	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 24年
設計・ 建設業務		▼12月契約 基本設計・実施設計		▼4月 解体工事着工	▼1月 土木建築工事着工	▼4月 プラント工事着工	▼8月 試運転		
運営維持 管理業務							▼5月竣工 運営維持管理業務		

(4) 広域ごみ処理施設配置計画



(5) 広域ごみ処理施設

①建設工事の概要

工 期		平成 28 年 12 月 26 日～令和 4 年 5 月 31 日	
工事場所		高砂市梅井 6 丁目 1 番 1 号	
解体	既存建物	現ごみ焼却施設、現リサイクルプラザ 旧ごみ焼却施設、旧粗大・不燃ごみ処理施設	
新設	可燃ごみ 処理施設	年間計画処理量	115,186t/年
		施設規模等	429t/日 (143t/24h×3 炉)
		処理方式	ストーカ式
	不燃・粗大ごみ 処理施設	年間計画処理量	6,574t/年
		施設規模等	34t/日
		処理方式	低速回転式破砕機＋高速回転式破砕機 ＋選別機
管理棟 その他付属棟		高砂市管理事務所のほか環境学習と啓発施設 を併設	

②施設完成イメージ図



1. し尿収集の概要

本市のし尿収集世帯は、公共下水道整備及び浄化槽の普及により徐々に減少している。

令和3年度は、市内全世帯(107,740世帯：R3.4.1現在推計人口)の約4.8パーセントにあたる5,150世帯(R3.4.1現在登録世帯)を対象に、し尿収集業務を実施した。

◎作業実績

	世帯数	対全体比	収集量 (日量)	収集車台数	委託業者数
直営区域	2,047 世帯	39.7%	19 k l	6 台	
委託区域	3,103 世帯	60.3%	36 k l	21 台	7 業者
計	5,150 世帯		55 k l	27 台	

◎し尿収集世帯調べ

令和4年4月1日現在

	世帯数	処理対象人口	対全体比	収集車台数	委託業者数
直営区域	1,962 世帯	4,728 人	39.2%	5 台	
委託区域	3,043 世帯	7,305 人	60.8%	21 台	7 業者
計	5,005 世帯	12,033 人		26 台	

◎し尿収集世帯及び収集量の推移

(単位：kl)

		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
収集世帯数	直営区域	2,463	2,414	2,291	2,155	2,047
	委託区域	3,795	3,492	3,215	3,147	3,103
	計	6,258	5,906	5,506	5,302	5,150
収集量 (kl)	直営区域	6,564	6,237	5,711	5,518	4,917
	委託区域	11,335	10,989	10,498	9,936	9,361
	計	17,899	17,226	16,209	15,454	14,278

※収集世帯数は各年度4月1日現在

◎し尿収集(1回)にかかる収集量の推移

(単位：l)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
直営区域	400	407	390	400	380
委託区域	434	446	440	479	474

2. 浄化槽の概要

浄化槽（合併処理浄化槽）は、し尿と合わせて生活雑排水を処理する装置であり、トイレだけでなく、台所・風呂・洗濯等の生活雑排水全体を処理するため、河川等の公共用水域の水質保全のための有効な手段となっている。過去に設置された、みなし（単独処理）浄化槽では、し尿以外の生活雑排水が処理できず、水質汚濁の原因となるため、平成13年4月の浄化槽法改正により、新設が禁止された。

【人槽別設置基数調べ】

（令和4年4月1日現在）

種 類	人 槽						計
	～20	21～50	51～100	101～200	201～500	501～	
みなし（単独処理） 浄化槽	3,369	364	63	11	4	0	3,811
合併処理浄化槽	3,642	136	57	51	25	5	3,916
合 計	7,011	500	120	62	29	5	7,727

◎法定検査の状況

浄化槽は、製造・施工・保守点検・清掃を正しく行うことによって本来の機能を発揮するものであり、良好な生活環境を保全するためには浄化槽の適正な維持管理が必要である。

当市においては、浄化槽が適正に維持管理されるよう行政指導を行う一方、各許可業者から浄化槽清掃記録票を提出させるとともに、法定検査通知書により受検状況を確認し浄化槽の管理状況の把握に努めている。

【法定検査年度別件数調べ】

検 査 種 類	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
7条検査（設置後等の水質検査）	226	233	164	175	173
11条検査（定期検査）	4,689	4,846	4,876	4,902	4,950

※一般社団法人兵庫県水質保全センター「法定検査実施基数報告書」より

◎浄化槽補助制度

合併処理浄化槽の、設置の推進及び適正な維持管理費の推進を図るため、平成10年度より「加古川市浄化槽設置整備事業補助金等交付要綱」を制定し、設置補助金制度を開始している。

また、平成27年度より、設置補助金制度の拡充及び「加古川市浄化槽維持管理費補助金交付要綱」の制定による維持管理費補助金制度を開始している。

【浄化槽補助件数調べ】

補助の種類	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
合併処理浄化槽設置補助等	160	169	137	160	138
合併処理浄化槽維持管理費補助	786	1,038	1,159	1,263	1,344

3. し尿処理施設の概要

尾上処理工場は、し尿処理施設（嫌気性消化処理方式、処理能力100k1/日）として昭和42年度に設置された。その後人口増加による搬入量の増加に対応するため、昭和47年度に施設を増設し、さらに昭和54年度～55年度に処理方式を好気性消化方式へ変更するための施設更新（一部既設利用）を行い、昭和56年度には処理能力250k1/日となった。

その後、主処理設備（好気性消化槽から河川放流までの設備）の老朽化が問題となり、隣接する兵庫県の下水道施設「加古川下流浄化センター」でし尿等（浄化槽汚泥を含む）を最終処理するための改造を行い、平成7年12月から同施設への一部投入を開始した。

平成13年4月以降は、主処理設備を休止し、搬入されたし尿等の全量を同施設で下水と一括して処理するための前処理（し渣・砂等の除去）を行う下水道投入処理施設（230k1/日）となっている。

なお、尾上処理工場（し尿処理施設）は、稼働開始から50年以上経過し、施設の老朽化が著しく、令和元年度には、施設の全面更新を行う整備方針を採択した。

新施設は、周辺的生活環境や景観に配慮するとともに、し尿の衛生処理だけでなく循環型社会に対応した施設として、未利用資源の回収・再資源化が可能となる。

令和3年度には、公募型プロポーザル方式により整備運営事業者を選定した。

今後は、令和4年度から令和6年度までの間に、既存施設の運転を継続しながら整備工事を行う予定である。

(尾上処理工場)



名 称 尾上処理工場
所 在 地 尾上町養田1650
敷地面積 10,958.07 m²
処理能力 230 k1/日
処理方法 下水道投入処理

【年度別し尿処理状況調べ】

(単位：k1)

年 度	施設搬入量				1日当りの処理量		
	し尿	浄化槽汚泥		計	し尿	浄化槽汚泥 (脱水汚泥を除く)	計
		浄化槽汚泥	脱水汚泥				
H29年度	17,899	18,556	0	36,455	49	51	100
H30年度	17,226	18,417	0	35,643	47	50	97
R1年度	16,209	18,575	0	34,784	44	51	95
R2年度	15,454	19,353	0	34,807	42	53	95
R3年度	14,278	19,778	0	34,056	39	54	93

※ R3年度の施設搬入量の内、浄化槽汚泥については、R3年10月の尾上処理工場機能の一時停止中における市外施設への搬出処理分（浄化槽汚泥 279k1）を含んでいる。